

条例の主な内容

基本理念

※「犯罪被害者等」とは、「犯罪の被害に遭われた方、そのご家族、ご遺族」を言います。

犯罪被害者等の支援について

- その人の個人としての尊厳を守り、配慮して行います。
- その人が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行います。
- 二次的被害や再被害の防止に気を付けて行います。
- その人が置かれている状況や、その他の事情に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携・協力して推進します。

責 務

市

- 犯罪被害者等の支援のための具体的な施策を策定し実施します。
- 施策の実施に当たっては、関係機関等と連携・協力して行います。

市民

- 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないようにします。
- 犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように十分に配慮します。

事業者

- 事業実施において二次的被害を生じさせないように十分に配慮します。
- 犯罪被害者等の勤務について十分に配慮します。

条例に基づく支援メニュー(一例)

- 犯罪被害者等の被害後の経済的負担を軽減するため、見舞金の支給を行います。
- 犯罪被害者等の被害後の心理面における回復がすることができるよう、カウンセリング費用を助成します。
- 犯罪被害者等の状況に応じて適切な福祉サービス等が提供されるよう、ホームヘルパー費用、配食費用、一時保育費用を助成します。
- 犯罪被害者等の現状に応じて、転居費用や防犯対策費用を助成します。



詳しくはこちら

市民の皆様にごできること…

- 被害に遭われた方がいつもと違うときは、心の傷など被害の影響によるものかもしれません。接する時は十分に配慮しましょう。
- 話を聞くとときは、気持ちをそのまま受け止めてください。
- 無理に被害の話を聞き出そうとしたり、うわさ話をしたりはしないでください。(SNSへの投稿もよく考えて)

事業者の皆様にごできること…

- 犯罪被害者等となった従業員等への休暇取得や就労の継続など、必要に応じた配慮をお願いします。
- 従業員等を対象に、犯罪被害者等に対する理解を深めるための普及啓発や研修を実施しましょう。
- 取材活動や報道は最大限の配慮を行ってください。

～誰もが安心して暮らせる
地域社会の実現を目指して～

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「キュッとちゃん」